◎新潟県告示第100号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和５年２月３日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　作業種類　公共測量（１級及び２級水準測量）

２　作業期間　令和４年７月21日から令和５年１月６日まで

３　作業地域　１級水準測量：新潟県新潟市、新発田市、上越市、妙高市内

２級水準測量：新潟県新潟市、南魚沼市内